



葉山港・海の文庫運用規則

(目 的)

第1条 NPO法人葉山ヨットクラブ会員（以下「会員」と略称する。）所蔵のヨットや海に関する貴重な書籍や文献等をHYCに寄贈を受け、それらを「葉山港・海の文庫」として所蔵、管理する中で広く会員に閲覧の機会を提供しクラブライフの充実ならびに、広くヨットや海の啓発に資することを目的とする。

(対象書物)

第2条 対象書物は、次のとおりとする。

- (1) ヨット・ボート、海洋関連の貴重な書籍や文献等とする。
- (2) 所蔵スペースが限られることから、一般的に購入できる書籍・文献・定期刊行物等は対象外とする。
- (3) 会員から推薦された書籍・文献等の受入れの判断は、HYC理事会に一任する。
- (4) 寄贈された書籍・文献等は原則HYCの管理財物とするが、HYCはその管理責任は負わない。
- (5) 寄贈された書籍・文献等の見返しに〈葉山港・海の文庫の印〉を押印する。

(保管方法)

第3条 保管方法は、次のとおりとする。

- (1) 管理の主体は、理事会とする。
- (2) 貴重な書籍・文献等は、クラブルーム内のキャビネット等にて保管する。
- (3) 上記(2)以外の書籍・文庫等は、クラブルーム内の書棚等にて保管する。

但し、文書管理上の分類等を行なわない。

(閲 覧)

第4条 閲覧方法は、次のとおりとする。

会員は、研修室内で随時閲覧できる。

(貸 出)

第5条 貸出方法は、次のとおりとする。

会員は、貸出を受けることができる。その際、貸出票（別紙1）を提出する。なお、貸出

期間は、1ヶ月間とする。

(管理データ)

第6条 会員から受贈した際、「寄贈者名（所属艇名）」「書籍・文庫名、著者、出版社」等の情報を入力した管理データ（別紙2）を作成し、保管する。

(その他)

第7条 葉山港・海の文庫の管理及び運営について必要な事項は、HYC理事会で定める。

附 則

この規則は令和4年4月1日から実施する。